京都大学名誉博士称号授与規程実施細則新旧対照表

前

(前 略) (審査)

第6 部局の長から名誉博士称号の推薦があったと 第6 (同 左) きは、総長は、名誉博士審査委員会(以下「審査 委員会」という。)を設置し、その審査を付託する ものとする。

(名誉博士審査委員会)

- 第7 前条の審査委員会は、次に掲げる委員で組織 第7 前条の審査委員会は、次に掲げる委員で組織 する。
 - (1) 副学長
 - (2) 各研究科長
 - (3) 総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号の委員は、総長が委嘱する。
- 第8 審査委員会に委員長を置き、総長が指名する| 副学長をもって充てる。
- 2 委員長は、審査委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長 の指名する委員が、その職務を代行する。 (中略)

第13 名誉博士記の様式は、別記1及び別記2の とおりとする。

- 2 名誉博士記の贈呈に際しては、称号授与の趣旨 を記載した文書及び必要に応じ外国語訳文を添付 する。
- 3 贈呈の式典は、総長が主催する。 (後略)

(審査)

改

(名誉博士審査委員会)

する。

正

- (1) 教育担当の理事及び研究担当の理事
- (2) 各研究科長
- (3) 総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号の委員は、総長が委嘱する。
- 第8 審査委員会に委員長を置き、教育担当の理事 をもって充てる。

第13 名誉博士記の様式は、和文については別記 1及び別記2、英文については別記3及び別記4 のとおりとする。

附則

この細則は、平成20年1月1日から施行する。

KYOTO UNIVERSITY

HAS CONFERRED ON

(Name)

THE HONORARY DEGREE OF DOCTOR

For His/Her Eminent Contribution to the Advancement of Education and Research at the University.

In Testimony Thereof, the Undersigned Has Affixed the Seal of the University.

Witness my Hand this (Date) Day of (Month), (Year).

(President's Name, Title)
PRESIDENT
KYOTO UNIVERSITY

KYOTO UNIVERSITY

HAS CONFERRED ON

(Name)

THE HONORARY DEGREE OF DOCTOR

For His/Her Outstanding Contribution to the Advancement of Science and Culture.

In Testimony Thereof, the Undersigned Has Affixed the Seal of the University.

Witness my Hand this (Date) Day of (Month), (Year).

(President's Name, Title)
PRESIDENT
KYOTO UNIVERSITY